

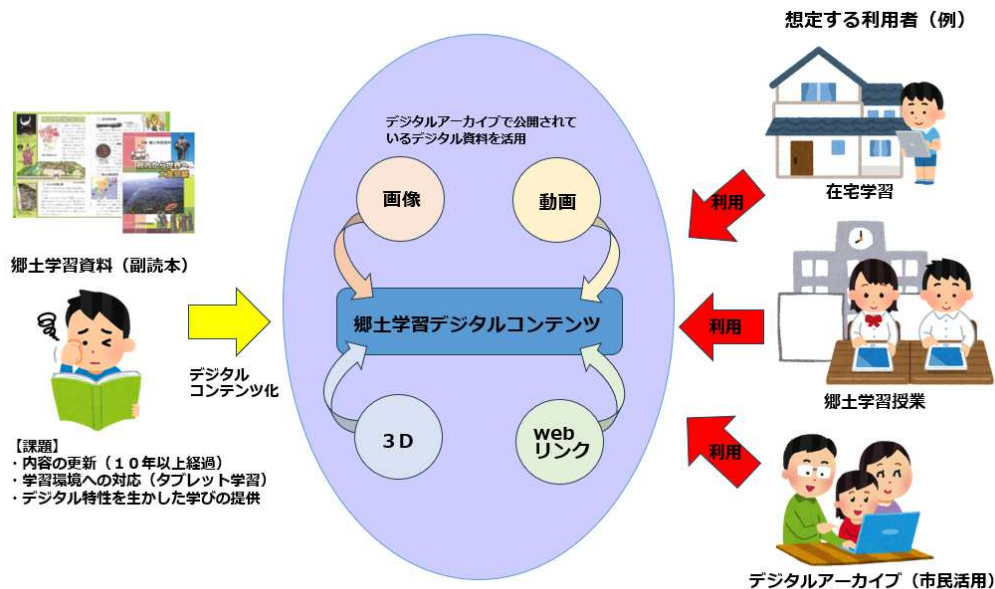
大分市郷土学習資料デジタルコンテンツ化業務委託仕様書

1 業務名称

大分市郷土学習資料デジタルコンテンツ化業務（以下、「本業務」という）

2 業務目的

本市では、小学校における郷土学習の際、児童が本市の歴史を分かりやすく学ぶための教材として「郷土学習資料」（以下、「冊子版副読本」という）を作成し児童用タブレット端末等で公開している。昨今のデジタル化の進展により、教育現場からは、音声・動画等と連動したコンテンツ化の要望がある。本業務では既存の副読本の内容をリニューアルするとともに、多様な学習環境において様々な学びの提供を可能とする「郷土学習デジタルコンテンツ」（以下、「デジタル副読本」という）として再構築し公開することを目的とする。



3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

本業務は、下記の各項目とする。

(1) 原稿編集業務

① 既存原稿の編集

原則として、冊子版副読本の章立て及び構成を踏襲し、委託者の指示に基づき次の作業を行うこと。

- ・時点修正
- ・最新の研究成果の反映
- ・表現の見直し

② 追加原稿の編集

委託者が提供する原稿を基に、用語解説、コラム等の編集、掲載を行うこと。

(2) デジタル化・コンテンツ作成業務

① 基本構成

冊子版副読本の内容及び構成を基本とする。ただし、デジタル副読本の特性を踏まえ、必要に応じて次の見直しを行うことができる。

- ・画面表示に適したレイアウトへの変更
- ・コンテンツ連携を踏まえた構成の最適化
- ・理解促進のための補足、再構成
- ・イラストや図表の追加、配置変更

② ページ構成要件

デジタル副読本は冊子版副読本の構成に沿ったものとし、次の内容で構成すること。

- ・序章
- ・第1章～第3章
- ・資料1～資料5

総ページ数は見開き9ページとする。(表紙またはトップページは除く)

なお、webサイト形式の場合は、冊子版副読本の見開き1ページをwebサイト1ページとして構成すること。デジタルブック形式の場合は、冊子版副読本と同様に見開き単位で構成すること。

③ 利用環境要件

デジタル副読本は、以下の環境で利用可能なものとする。

- ・小学校配備タブレット端末
端末：iPad (第10、11世代モデル)
OSバージョン：17以上
ブラウザ：Chrome、safari 使用
- ・パソコン
- ・スマートフォン

④ デジタルコンテンツ作成

画像、動画、音声等のデジタルコンテンツを適切に活用すること。

デジタルコンテンツの新規作成については、受託者より具体的に提案すること。

⑤ 著作権処理および利用許諾手続

デジタルコンテンツの掲載にあたって必要な著作権処理は受託者で行うこと。

デジタルコンテンツに使用する素材について、必要な掲載許可申請等の手続きは、原則として委託者で行うものとする。ただし、冊子版副読本の第3章に掲載されているヴァン・ダイク作「大友宗麟にあいさつするザビエル」については、受託者において所蔵者への掲載許可申請及び掲載料の支払いを行うこととする。掲載料は70ユーロ程度とし、本業務の見積額に含むものとする。

⑥ 提供デジタルコンテンツの活用

委託者より提供するデジタルコンテンツ (別紙参照) については、適切に編集・配置し、デジタル副読本に組み込むこと。

⑦ 大分市デジタルアーカイブの活用

本市が運用している「大分市デジタルアーカイブ」に公開されている関連コンテンツへのリンク、バナー、アイコン等を適宜設置し、利用者が容易にアクセスできる構成とすること。

(3) イラスト等作成業務

① イラスト作成

デジタル副読本の内容に応じたイラストを作成すること。

ただし、作成するイラストは冊子版副読本の内容を考慮したデザインとすること。

② バナー、アイコン作成

以下のデザインを作成すること。

- ・デジタルアーカイブ公開用バナー
- ・タブレット端末用誘導アイコン

(4) 監修業務

本業務の成果物については、委託者が指定する専門家の監修を受けること。

監修料は10万円程度を想定し、受託者が負担するものとする。

監修者との連絡調整及び監修依頼は、原則として委託者が行う。ただし、次の時期においては、委託者、監修者及び受託者によるオンライン会議を実施するものとする。

- ・業務着手前
- ・試験運用開始時

(5) 管理業務

① 実施計画

業務開始後速やかに実施計画書を作成し提出すること。

実施計画書には次の事項を含むこと。

- ・業務実施体制
- ・業務内容
- ・作業工程
- ・スケジュール

② 業務体制

業務責任者及び担当者を配置し、委託者との連絡調整担当者を定めること。

③ 打ち合わせ

受託者は委託者と随時協議を行いながら業務を進めること。

なお、打ち合わせはオンライン形式による実施を可とする。

5 成果品

- (1) 製作システム一式
- (2) システム仕様書
- (3) 操作説明書（マニュアル）
- (4) その他受託者提案によるもの、及び必要に応じて委託者が求めるもの。

6 成果品の帰属

本業務の実施に伴い作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

ただし、第三者が権利を有する著作物についてはこの限りではない。

7 検査

委託者は成果物について検査を行う。

受託者は検査の結果必要と認められた修正等に対応すること。

なお、試験運用を実施したうえで検査を受けること。

8 納品場所

大分市教育委員会事務局教育部文化財課（大分市役所第2庁舎6階）

なお、納品確認についてはオンラインによる実施を可とする。

9 付記事項

（1）業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

（2）受託者は「大分市情報セキュリティポリシー」を遵守し、完全性、機密性、可用性の維持に努めること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が乗じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、その指示を受けること。

11 問い合わせ

〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市教育委員会事務局教育部文化財課 担当：串間・中西 TEL：097-537-5682